

瀬戸内国際芸術祭 2025 県内連携事業「くるりアートかがわ」参加募集制度要綱

制 定 令和 6 年 10 月 24 日 6 瀬芸第 161341 号
一部改正 令和 7 年 4 月 10 日 7 瀬芸第 8023 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、瀬戸内国際芸術祭 2025 県内連携事業「くるりアートかがわ」の対象イベント等の募集について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 県内の文化芸術に関するイベント等の周遊を促す「瀬戸内国際芸術祭 2025 県内連携事業『くるりアートかがわ（以下「本事業」という。）』」を実施することにより、瀬戸内国際芸術祭（以下「芸術祭」という。）を契機として、県内の文化芸術の魅力を広く伝え、文化芸術に携わる事業者等の活性化を図ることを目的とする。

(募集対象イベント等)

第 3 条 募集対象イベント等は、文化芸術の振興による心豊かで活力あふれる香川づくり条例第 2 条により定義された「文化芸術※」に該当するイベント等であり、県内の文化芸術の魅力を広く伝え、文化芸術に携わる事業者等の活性化を図ることが期待できるものとします。なお、応募内容が施設やスポットのみであり、具体的な活動を含まないものは不可とします。

※文学、音楽、美術、書道、演劇、舞踊、写真、映像その他の芸術、茶道、華道、郷土料理、盆栽その他の生活文化並びに有形及び無形の文化財、伝統工芸、民俗芸能その他の伝統文化

(応募資格)

第 4 条 本事業に応募ができる団体等は、第 3 条に掲げる事業の主催者または共催者であって、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 香川県内に施設又は活動拠点を有する団体等であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っていない団体等であること。

(応募申込み)

第 5 条 本事業に応募しようとする団体等は、別に定める瀬戸内国際芸術祭 2025 県内連携事業「くるりアートかがわ」参加募集要領において定める申込期間内に、香川県電子申請・届出システムにより応募するものとする。なお、当該応募で得た情報は本事業にのみ使用する。

(事業の決定)

第 6 条 香川県は、別に設置する瀬戸内国際芸術祭 2025 県内連携事業「くるりアートかがわ」対象事業審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の意見を聞いて、本事業の対象事業を決定する。

2 香川県は、決定の結果について、応募者に通知する。

3 決定の有効期間は、決定の日から本事業の終了日又は事業終了のいずれか早い日までとする。

(事業内容の変更)

第7条 本事業の対象事業として決定を受けた者（以下、「選定者」という。）は、応募した際の内容に変更が生じるときは、あらかじめ香川県電子申請・届出システムにより提出し、その承認を受けなければならない。ただし、その変更が軽微なものであるときは、この限りではない。

(変更の承認)

第8条 香川県は前条の規定による変更承認申請書の提出があった場合において、その内容が適当であると認めたときは、これを承認し通知するものとする。

2 香川県は、前項の規定による承認をするに当たり、必要と認めるときには、審査委員会の意見を聞くことができる。

(事業の廃止又は中止)

第9条 選定者は、事業の廃止又は中止をしようとするときは、香川県電子申請・届出システムにより提出し、その承認を受けなければならない。

(廃止又は中止の承認)

第10条 香川県は、前条の規定による廃止（中止）承認申請書の提出があった場合において、その内容がやむを得ないと認めたときは、これを承認し通知するものとする。

2 香川県は、前項の規定による承認をするに当たり、必要と認めるときには、審査委員会の意見を聞くことができる。

(決定の取消し)

第11条 香川県は、選定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、本事業の対象事業としての決定を取り消すことができ、選定者にその旨を通知するものとする。

(1) 虚偽の申込みにより決定を受けたとき

(2) 本事業の対象事業としてふさわしくない行為があったとき

(3) 事業の実施を継続することが困難であると認められるとき

(連携の内容)

第12条 香川県は、事業の名称等に付加するものとして、別に定める瀬戸内国際芸術祭 2025 県内連携事業「くるりアートかがわ」参加募集要領において定める冠呼称及びロゴを選定者が使用することを承認する。

2 選定者が作成する広報物等に、本事業のロゴを使用する場合は、事前に香川県の確認を受けることとする。

(瀬戸内国際芸術祭実行委員会の対応)

第13条 香川県は瀬戸内国際芸術祭実行委員会と連携し、瀬戸内国際芸術祭実行委員会は本事業の趣旨を考慮し、芸術祭の来場者を県内に誘導するために、決定した本事業の対象事業について、芸術祭公式ウェブサイトなどの広報物に事業を掲載するなど必要な措置を講じるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月10日から施行する。